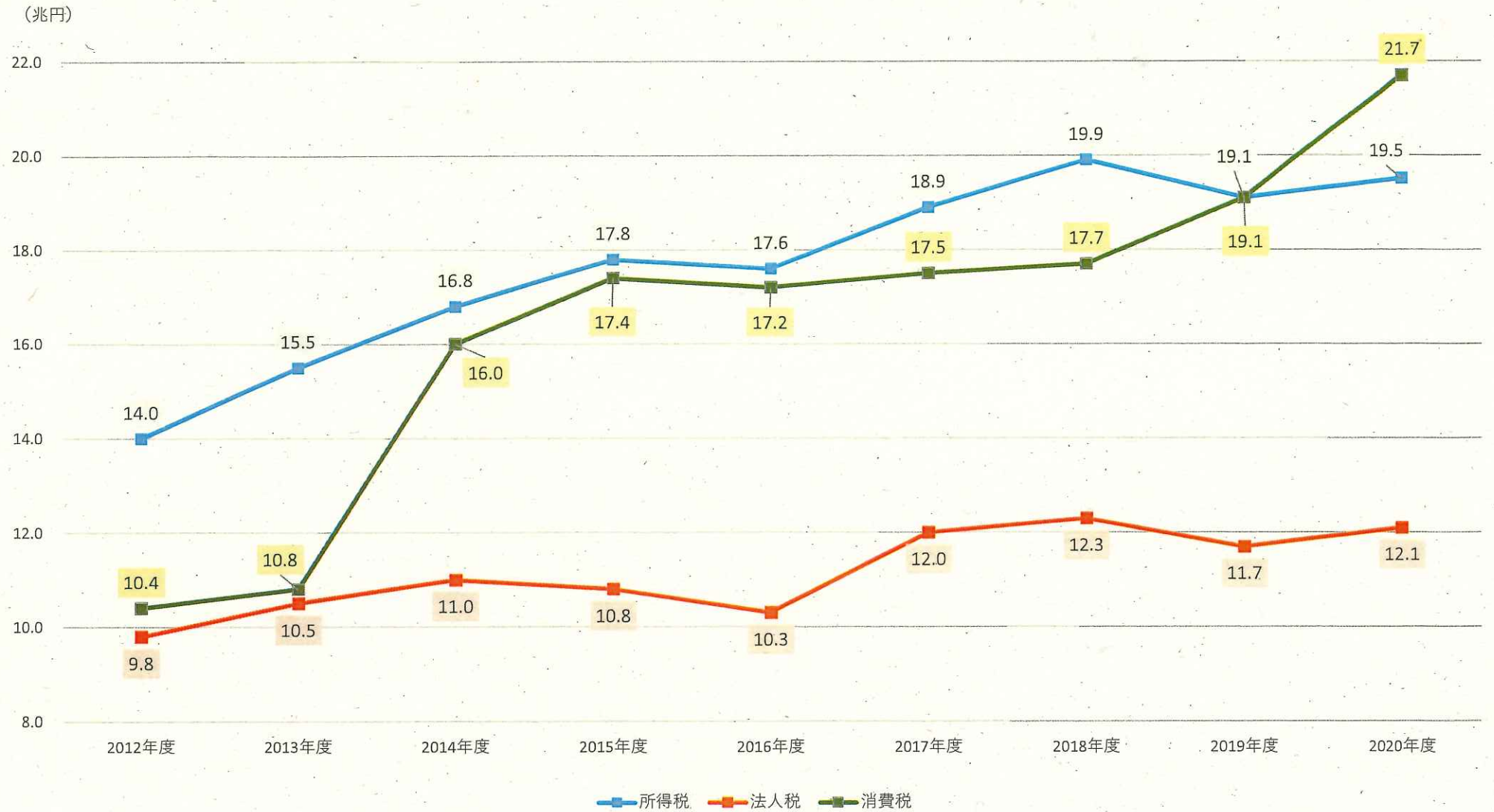
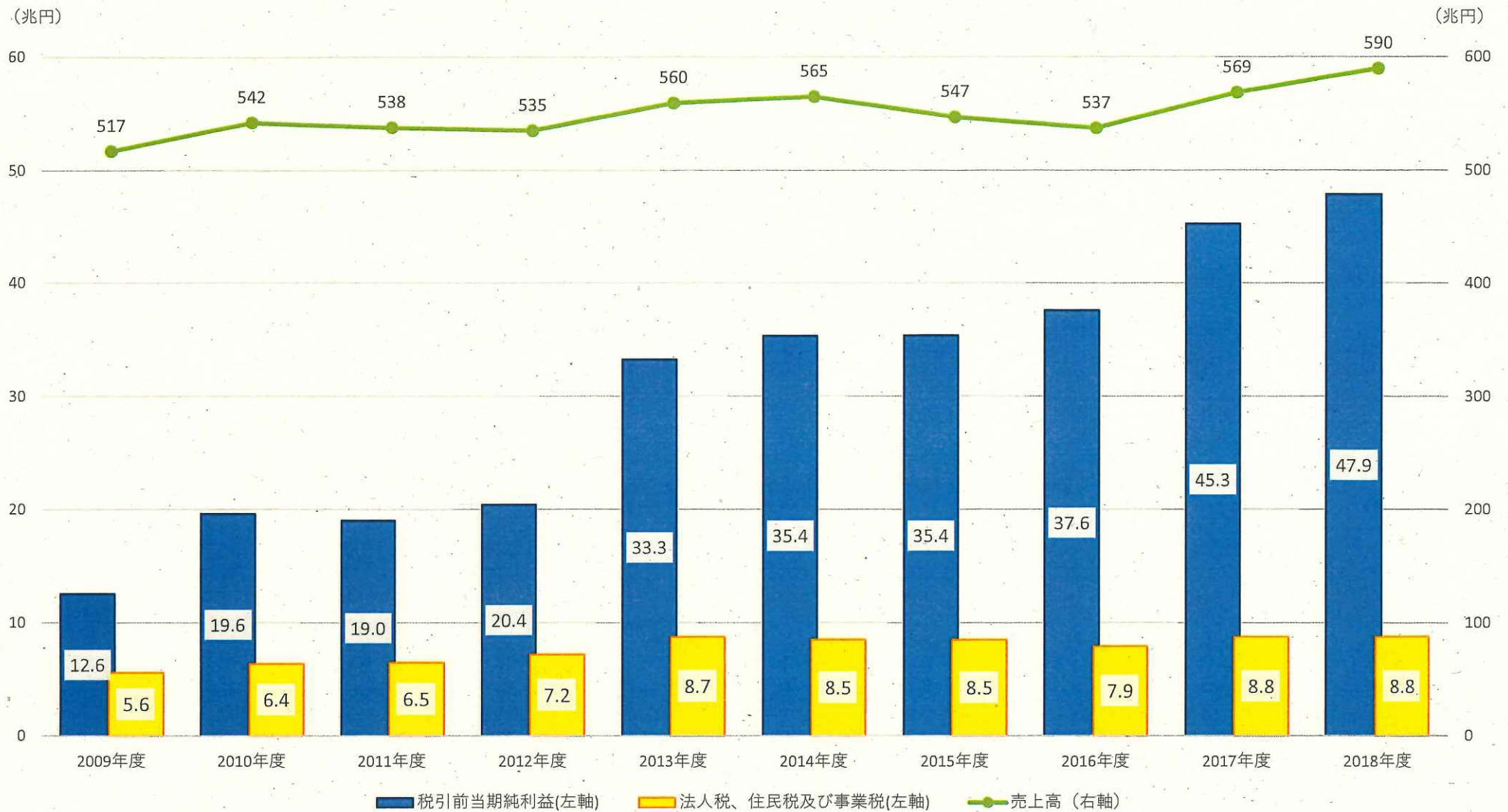


所得税・法人税・消費税の国税収入



出典：財務省資料より

売上・利益・法人税等の推移（資本金10億円以上）

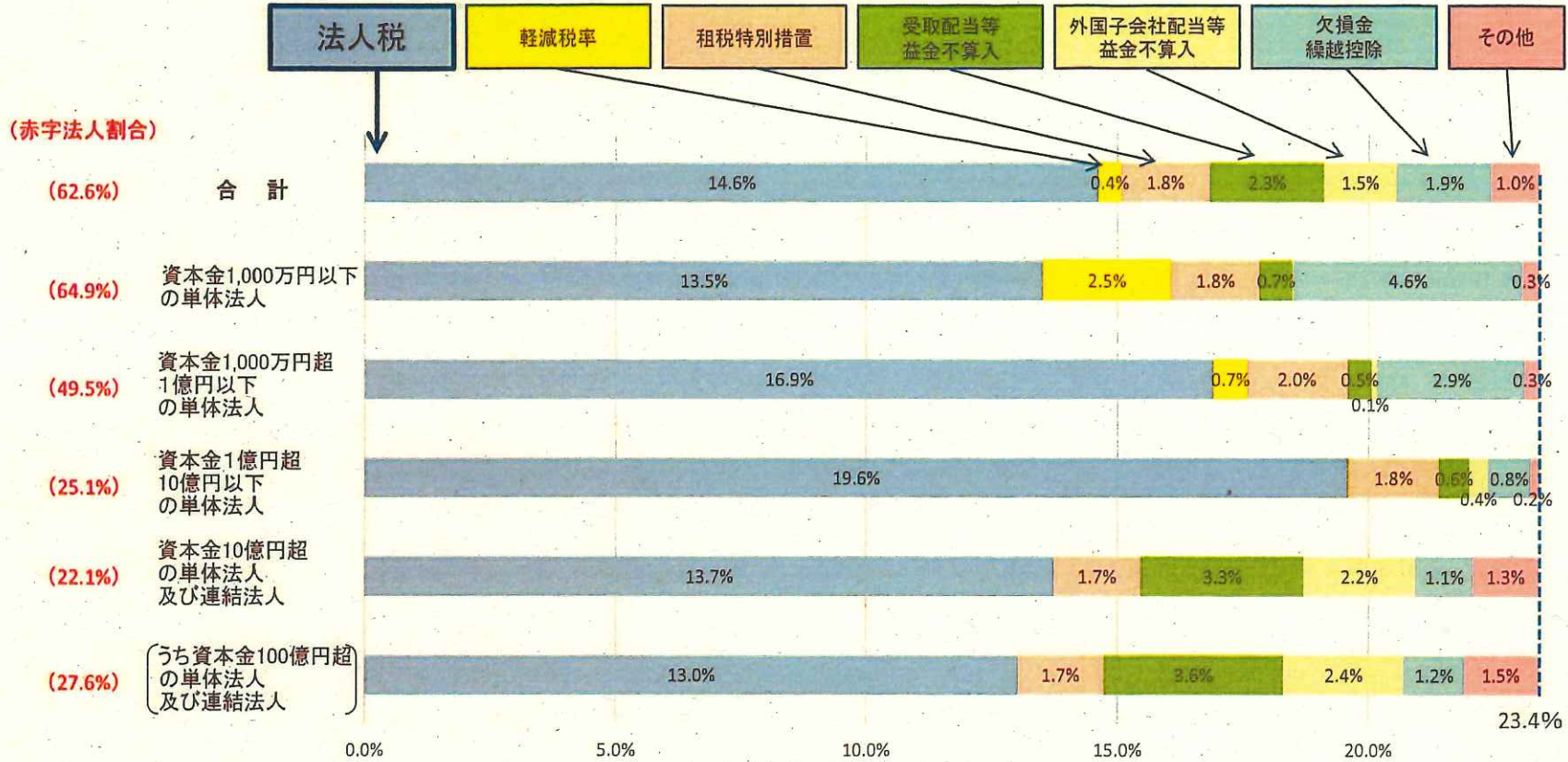


出典：法人企業統計より清水事務所作成

資本金階級別の法人税(国税)の状況(平成29年度)

(国税庁「会社標本調査」等に基づく簡易推計)

国税庁「会社標本調査」(平成29年度)等に基づき、利益計上法人(欠損金繰越控除を適用して所得金額ゼロとなる法人を含む。)について、
 ・課税所得金額に、租税特別措置による減算額や、益金不算入とされた受取配当・外国子会社配当等を足し戻すことで、「税引前利益」を推計し、
 ・その上で、当該「税引前利益」に対する法人税の割合や、法人税制上の主な措置の影響額の割合を簡易的に推計したもの。



(注)租税特別措置については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(29年度)を基に試算した減収額が100億円以上のものを集計している。

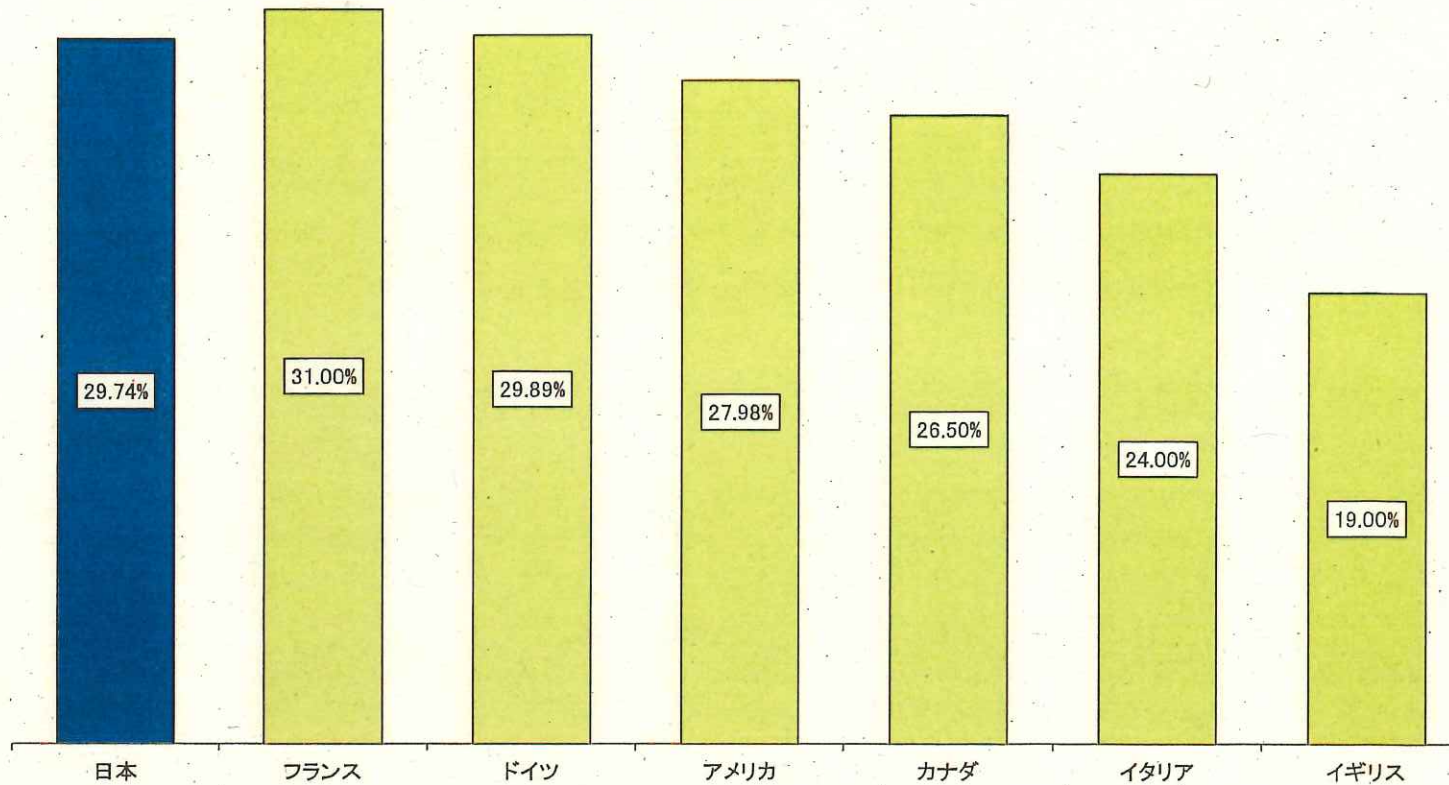
* 受取配当等益金不算入及び外国子会社配当等益金不算入は、子会社段階で法人税が課税されることを踏まえ、二重課税を避ける観点から設けられている制度である点に、留意が必要。

* 大法人(資本金1億円超)と中小法人(資本金1億円以下)では、利益計上法人の割合などの実態や税制上の取扱いが大きく異なっているため、法人税の負担割合を的確に比較することは困難であることに、留意が必要。

出典：財務省提出資料

法人実効税率の国際比較

(2019年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。フランスについては、課税所得のうち50万ユーロ以下の部分の税率は28%。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、37.00%(改革前)→32.11%(2015年度)、29.97%(2016・2017年度)→29.74%(2018年度～)となっている。

(注3) フランスにおいては、2018年から税率を段階的に引き下げ、2022年には25%となる予定。イギリスにおいては、2020年度から17%に引き下げる予定。

(出典) 各国政府資料等

出典：財務省ホームページより